

救 本当に必要なとする人のために 急車の適正利用についてご協力を

問い合わせ 市消防本部警防課救急係 ☎ 53 - 7223

記事 ID 0032502

救急車は、けがや急病などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急性がないにもかかわらず要請すると、本当に救急車を必要とする人が出た場合、近くの救急車が不在となり到着が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。緊急性がない場合は、救急車以外の交通機関などを利用し、医療機関を受診してください。

救急車を呼ぶ？病院へ行く？かの判断に迷った時、新潟県では大人（おおむね15歳以上の人）を対象とした、救急医療電話相談（#7119）および15歳未満のお子さんの急な病気やけがに関する相談、小児救急医療電話相談（#8000）を午後7時から翌日午前8時まで開設しています。いずれも経験豊富な看護師などが医療機関の受診の必要性や、対処方法などについて助言します。

救急医療電話相談

県内のプッシュ回線・携帯電話からは

7 1 1 9

ダイヤル回線・IP電話・PHSからは 025-284-7119

相談時間 毎日(19時～翌朝8時) 相談内容 発熱、頭痛、腹痛、吐き気など急な病気やけが等に関する相談



小児救急医療電話相談

県内のプッシュ回線・携帯電話からは

8 0 0 0

ダイヤル回線・IP電話・PHSからは 025-288-2525

相談時間 毎日(19時～翌朝8時) 相談内容 お子さんの急な発熱、けが等に関する相談



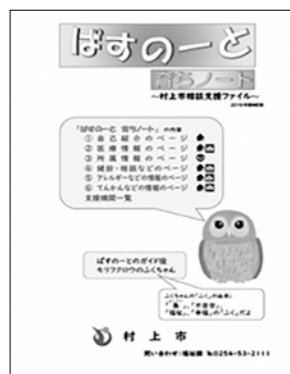
ぱ お子さんの成長の記録に すのーと（相談支援ファイル）を配布しています

問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎ 53 - 2111 (内線 2321)

記事 ID 0044575

お子さんの成長や経過などを記録するためのファイル「ぱすのーと（相談支援ファイル）」を希望者に無料配布しています。

各ライフステージにおいて、支援者へのスムーズな情報の引継ぎ・共有が図られることで、一貫したよりよいサポートが受けやすくなることを目的としています。



ぱすのーと（育ちのーと）【赤色】

母子手帳とともに活用することで、赤ちゃんから大人になるまでの情報を共有し、総合的に成長をとらえ、子どもの育ちを応援するためのものです。

出生時に保健医療課、各支所地域振興課で配布する子育て応援ファイルに入っています。



ぱすのーと（支援のーと）【青色】

アレルギー、てんかん、発達障がい、その他の疾患など、支援を必要とするお子さんに配布します。これを活用することで、「気をつけなくてはならないこと」を毎回説明することなく、正確な情報を示すことができます。

希望する人には、福祉課、各支所地域振興課、相談支援事業所などで配布しています。

学 減免を希望される人は申請を 児童保育所利用料減免制度のお知らせ（令和4年度）

問い合わせ こども課子育て支援室 ☎ 53 - 2111 (内線 2552)

記事 ID 0055046

市では、「村上市学童保育所条例」に基づき、次の区分により特別な理由で利用料を徴収することが適当でないと認められる場合、利用料を減額または免除することができます。また、令和4年度からは多子世帯（生計を同じくする3人以上の子どもを監護する人）

への減免が新たに始まりました。下記基準に該当し減免を希望される人は、こども課、各支所地域振興課地域福祉室、各学童保育所に備えてある申請書を記入の上、提出してください。

区分	減免率
生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている人	100%
天災その他不慮の災害により利用料の納付が困難になった人	100%
準要保護世帯で児童・生徒の就学援助を受けている人	50%
主たる生計維持者の失業、疾病などにより、収入が著しく減少し、利用料の納付が困難になった人	50%
生計を同じくする3人以上の子どもを監護する人	50%
この表の各項のうち、減免率が50%である区分の2以上に該当する人	100%
その他市長が必要と認める人	市長が別に定める率

※結果の通知は7月上旬頃を予定しており、提出期限までに申請し承認された場合は、4月分まで遡り減免します。なお、6月1日以降に申請の人は、申請日翌月からの減免の認定となります

提出期限

5月31日(火)

村 洋上風力発電事業について 上市及び胎内市における第2回法定協議会が開催されました

問い合わせ 環境課環境政策室 ☎ 53 - 2111 (内線 3320)

記事 ID 0064234

再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく新潟県村上市及び胎内市における第2回法定協議会が3月24日に胎内市の産業文化会館で開催されました。

会議では、第1回で構成員から出された意見や質問に対する回答として、洋上風力事業が実施された場合に想定される漁業影響、海上無線やレーダーなどへの影響、風力発電所の環境影響などについてそれぞれの専門家からの見解が示されたほか、今後事業者に求めていく漁業影響評価の手法を検討する「実務者会議」設置の決議などが行われました。

当日の会議の様子はYouTubeのアーカイブ配信で視聴できます。会議資料は資源エネルギー庁ホームページに公開されています。



第2回法定協議会
YouTube



資源エネルギー庁
協議会HP

